

同一労働同一賃金特別相談窓口

パートタイム・有期雇用労働法に関するご相談は、
和歌山労働局雇用環境・均等室まで！

2020年4月1日
施行

和歌山労働局では法改正の内容等について
無料でご相談を受け付けています。

自分の待遇について
どんな説明を求められる
ようになる？

パートやアルバイトで
も通勤手当が支給される
ようになる？



短時間労働者
有期雇用労働者

事業主
人事担当者

法施行までに事業主と
してどのように対応す
れば？

基本給や各種手当の
見直しはどうすれば？

労働者の方も、事業主の方も、お気軽にご相談ください。

和歌山労働局 同一労働同一賃金特別相談窓口

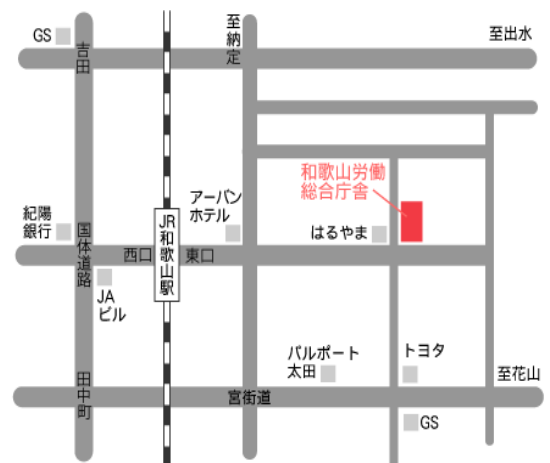
《開設期間》
令和元年7月1日～令和3年3月31日

《受付時間》
平日8時30分～17時15分

《相談方法》
お電話・ご来庁・郵便による相談を
受け付けています。

《電話番号》
073-488-1170

《住所》
〒640-8581
和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎4階 雇用環境・均等室



《庁舎のご案内》

JR和歌山駅東口から直進、徒歩10分

※庁舎内には駐車場がありますが、満車の場合は近隣の
駐車場に駐車していただきますようお願い申し上げます。

パートタイム・有期雇用労働法とは？

パート・アルバイト
など名称は問い
ません！

→同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（短時間労働者・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差を禁止する法律です。

＜主な改正ポイント＞

①不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。いかなる待遇差が不合理なものとなるかどうかは、「同一労働同一賃金ガイドライン」で原則となる考え方や具体例が示されています。

＜例＞

基本給・・・労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①②③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めている。

通勤手当・・・パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければならない。

同一労働同一賃金ガイドラインは
こちらから→



②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければいけません。

③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

パート・有期労働ポータルサイト

パートタイム・有期雇用労働法の解説動画や、改正点についてのQ&A、パンフレットなどが掲載されている他、パートタイム労働者の担う職務内容を正確に把握し、パートタイム労働者と正社員との間の均等・均衡待遇の状況を確認することや、パートタイム労働者の人事制度を見直す上で、有効なツールである職務分析・職務評価の導入支援など充実した内容のポータルサイトとなっています。今後内容も、順次更新予定となっておりますので、ぜひご活用ください。

「パート・有期労働ポータルサイト」 <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

パート・有期労働
ポータルサイト

パートタイム・有期雇用労働法に関するご相談は、
和歌山労働局 雇用環境・均等室まで！
（電話番号）073-488-1170

その他、パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた、
具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせは、
和歌山働き方改革推進支援センターまで！
（電話番号）0120-731-715

